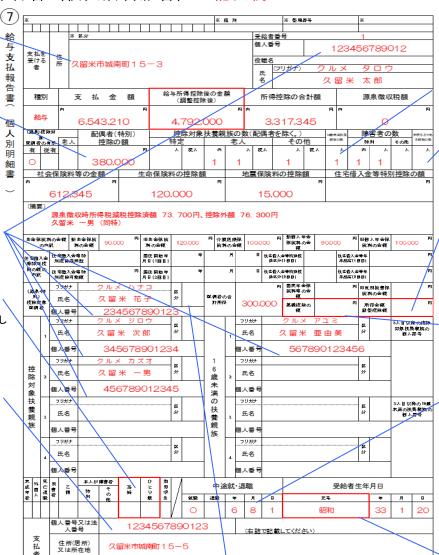
## 3. 給与支払報告書(個人別明細書) 記入例

- (1) 令和7年1月1、 日の居住地を記入し てください。
- (3) 配偶者控除額 又は配偶者特別 控除額を記入して ください。
- (6) 個人番号は必ず 記入してください。
  - (7) 該当する事項が、 ある場合、「O」を付してください。

(10) 給与支払者の個 人番号又は法人番号 を記入してください。



- (2) 氏名には必ずフリガナを記入してください。
- (4) 16歳未満の扶養親族の 人数を記入してください。
- (5) (源泉・特別)控除対象配 偶者及び控除対象扶養親族 のうち、非居住者の人数を記 入してください。
- (8) 所得金額調整控除の適 用がある場合には、所得金額 調整控除の額を記載してくだ さい。
- (9)基礎控除額が 48 万円 以外の場合は、記入して ください。
- (11) <u>令和 6 年の途中で就職</u> 又は退職をされた場合には該 当欄に〇印をつけ年月日を記 入してください。

なお、<u>令和6年中</u>に就職し退職された場合には退職欄のみに〇印をつけ、退職年月日を記入してください。

(12) 生年月日は必ず 記入してください。

## (13) 摘要欄

① 中途就職者で前職分を含んで年末調整をされた場合は、前 事業所の住所・名称・給与収入額・源泉徴収税額・社会保険 料の金額を記載してください。

氏名又は名称

株式会社 久留米商事

- ② 普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、普通徴収申請書に記載の略号A~Fを記入してください。 なお、略号Aのうち退職者、Dの乙欄該当者については、略号の記載を省略することもできます。
- ③ 障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する方の 氏名を記載してください。(例 「氏名(同特)」)
- ④ 給与所得が 1,000 万円超で、同一生計配偶者を有する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。(例 「氏名(同配)」)
- ⑤ 所得金額調整控除の適用がある場合には、その扶養親族の 氏名を記入してください。ただし、控除対象扶養親族欄等ですで に記載している場合には省略可能です。(例 「氏名(調整)」)
- ⑥ 退職手当等の支払いを受ける配偶者又は扶養親族を有する場合には、氏名及び退職所得を除く合計所得金額を記載してください。(例 「氏名(退職所得)〇〇円」)
  - ・退職手当等の支払いを受ける配偶者又は扶養親族が障害者の場合、例のとおり記載してください。
  - (例 「氏名(同特)(退職所得)〇〇円」)
  - ・退職手当等の支払いを受ける扶養親族を有し寡婦、ひとり親に該当する場合、例のとおり記載してください。
  - (例 「氏名(ひとり親)(退職所得)〇〇円」)

- ・退職手当等の支払いを受ける配偶者又は扶養親族が配偶者控除、扶養控除または障害者控除の対象とならず、所得金額調整控除の適用を受ける場合、例のとおり記載してください。
- (例 氏名(調整)(退職所得)○○円」)

0942-30-9008

(雷託)

- ⑦ 定額減税控除額は、記入例を参考に「源泉徴収時所得税減税控除済額」「控除外額」を記入してください。合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分を年調減税額に含めた場合は、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記入してください。
- (14) (源泉・特別)控除対象配偶者が非居住者である場合は、区分欄に〇印をつけてください。また控除対象扶養親族が非居住者である場合は、区分欄に内容に応じて、次のとおり記入してください。

非居住者である控除対象扶養親族の区分	記入方法
30歳未満又は、70歳以上	01
30 歳以上 70 歳未満、留学生(※1)	02
30 歳以上 70 歳未満、障害者	03
30 歳以上 70 歳未満、38 万円以上送金(※2)	04

- (※1)「留学生」とは、留学により国内に住所及び居住を有しなくなった者をいいます。
- (※2)「38 万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38 万円以上受けている者をいいます。
- 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02~04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記入してください。
- ※「住宅借入金等特別控除可能額」は、別紙を参照してください。